

改正	昭和55年10月1日	昭和63年2月1日
	平成4年5月6日	平成5年7月1日
	平成6年12月1日	平成7年1月1日
	平成13年2月21日	平成13年5月21日

（目的）

第1条 この要綱は八王子市公共下水道都市計画決定区域を基本とする私有道路（敷地が私有地で現に一般交通の用に供されている道路以下「私道」という。）に八王子市公共下水道を設置する場合の基準等を定めることを目的とする。

（基準）

第2条 公共下水道を設置する私道は、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 道路幅員が1.8メートル以上の私道で、その両端が公道に接続しているもの。
- (2) 道路幅員が1.8メートル以上の袋路状道路で奥行が30メートル以上のもの、または区間に建築物の敷地が5区画以上あるもの。
- (3) その他市長が必要と認めたもの。

2 公共下水道を設置する私道は、前項のほか次の各号に該当していなければならない。

- (1) 私道と宅地との境界が境界石等により区分されていること。
- (2) 公共下水道を設置することについて、私道の土地所有者および土地権利者（以下、これらを「関係者」という。）の承諾を得られること。ただし、市長が別に定める基準に該当する場合は、この限りではない。
- (3) 私道に接する各敷地内の建築物については、告示行為がなされた時には速やかに水洗化の設備を施すこと。

（申請）

第3条 私道に公共下水道の設置を希望する者がある場合は、市長に八王子市私道内公共下水道設置申請書（第1号様式（様式略））を提出させるものとする。

2 前項の申請書を提出する場合は、次の各号に定める書類を添付させなければならない。

- (1) 承諾書（第2号様式（様式略））
- (2) 私道部隣接地所有者等名簿（第3号様式（様式略））
- (3) 私道部と隣接地の概略図（第4号様式（様式略））

（決定）

第4条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、申請内容と現地を照合し、公共下水道の設置について適、不適を決定する。

2 市長は前項の規定により適合の決定を行ったときは、八王子市私道内下水道設置決定通知書（第5号様式（様式略））により申請者に通知し、不適合の決定を行ったときは、八王子市私道内下水道設置について八王子市私道内下水道不設置決定通知書（第6号様式（様式略））により申請者に通知する。

（施設基準施工順位）

第5条 市長は前条第1項の規定により設置を決定した場合は、公共下水道設置の施工順位を定めて施行するものとし、施設の基準は公共下水道に準じたものとする。

2 前項に規定する施工順位は、予算を勘案のうえ、私道の地形、排水状況、接続先、下流管渠等の施工状況を検討して決定するものとする。

（決定の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に規定する決定を取り消し、または前条に定める施行を取り消し、若しくは中止するものとする。

- (1) 第3条の規定により提出された申請書等の内容が事実と反するとき。
- (2) 第4条の規定による決定後、私道を第3条の規定により提出した申請書の記載内容と違った内容に変更したとき。

（現状維持の原則）

第7条 関係者は、公共下水道が設置された私道につき、第4条の規定による決定を受けたときの道路幅員、延長等の現状を保持しなければならない。

2 前項の規定に違反した場合は、市長が定める日までに関係者に対し私道を現状に回復させるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、関係者がやむを得ない理由により当該土地の利用現況の変更または道路の拡幅により現状を変更しなければならないときはあらかじめ市長に協議しなければならない。(使用停止等)

第8条 市長は、関係者が前条第2項の規定による市長の定める日までに私道を現状に回復しない場合は公共下水道の使用を停止し、または撤去する等の必要な処置をとることができる。ただし、関係者の申し立てにより実情を再調査した結果、市長がやむを得ない事情によるものと特に認めた場合は、この限りでない。